

新発田市景観計画・景観条例の届出について

～良好で美しい景観まちづくりを目指して～

新発田市は、平成 17 年 10 月 1 日に「景観法」に基づく「景観行政団体」となりました。その後、景観に関する基本的なルールなどを定めた「新発田市景観計画」を策定、その計画を運用するために必要な事項などを定めた「新発田市景観条例」を制定しました。

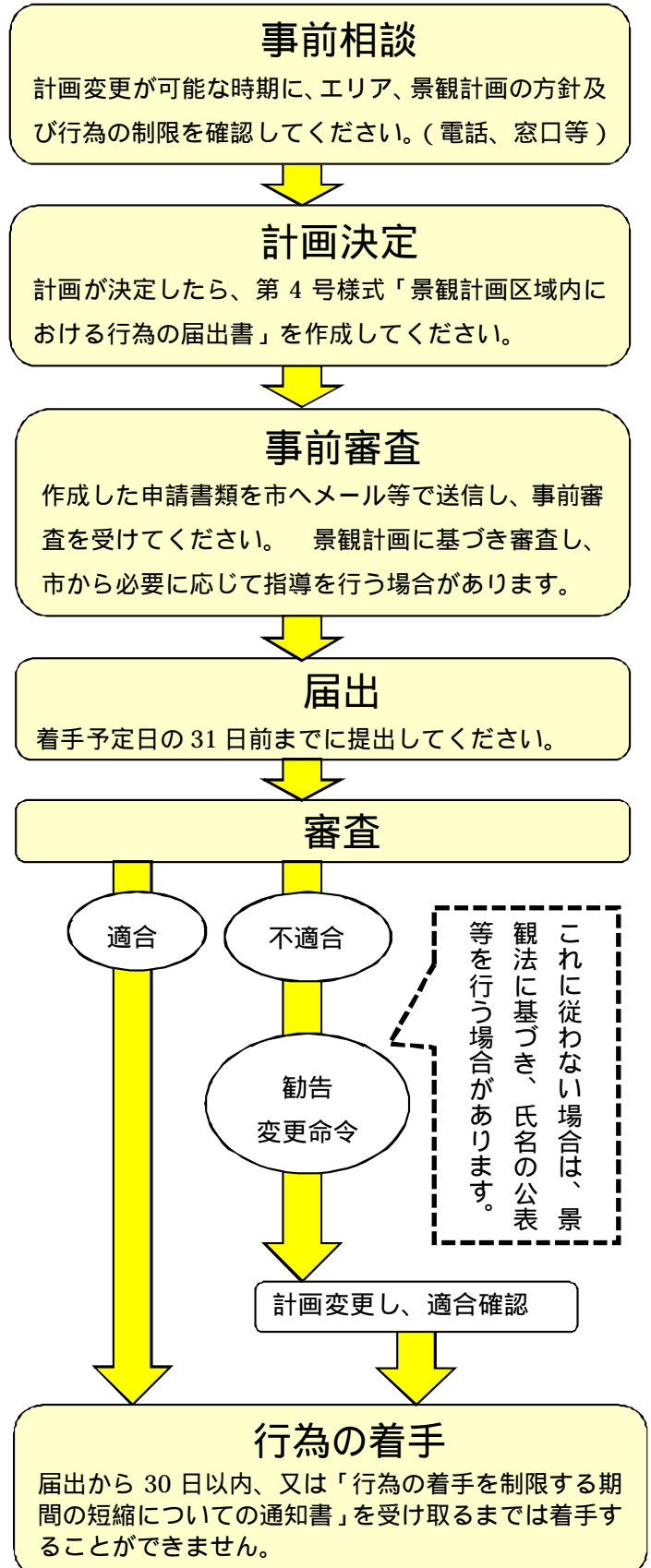
平成 20 年 7 月 1 日から、一定規模以上の建築物や工作物を新築及び新設、増築、改築、又は移転、外観を変更することとなる修繕や模様替え、色彩の変更などを行う場合は、新発田市景観条例に基づき、着手前に届出が必要となります。また、届出書は正本及び副本の 2 部提出が必要です。

着手予定日の 31 日前までに届出が必要となりますが、届出をする前に必ず事前相談をお願いします。

なお、新発田市景観計画については、建築課で閲覧できるほか、新発田市ホームページにも掲載されておりますので、ご確認ください。

屋外広告物を設置する場合は、新発田市屋外広告物条例に基づき、手続きを行ってください。

事前相談から行為の着手までの流れ



【相談・届出・問い合わせ先】

新発田市 建築課 景観行政係
新発田中央町 5-2-13 地域整備庁舎 2 階
TEL : 0254-26-3557 (建築課直通)
FAX : 0254-26-3559
市ホームページ : <http://www.city.shibata.lg.jp/>